

広報「ふじみ」が『くらしの情報』と『町の話』をお届けします

## 広報 ふじみ

2013年3月 平成25年 No.516

巻頭 有害鳥獣対策の現状 ～有害鳥獣被害ゼロを目指して～

主な内容

- 02 巻頭：有害鳥獣対策の現状
- 04 住民異動の届出手続き
- 05 福祉制度による支援内容
- 06 国保届出の総合案内他
- 10 教育委員会だより
- 12 保健補導員だより
- 21 西伊豆だより
- 22 NEWS FUJIMI
- 22 富士見の景観

### 巻頭 富士見町の有害鳥獣対策の現状

～有害鳥獣被害ゼロを目指して～

はじめに

富士見町の野生鳥獣による農林業被害額は平成18年度をピークに減少しておりますが、平成19年度から22年度で約5百万から6百万円と下げ止まりの傾向にありました。

また、被害の大半はシカやサルによるもので、農林業における経済的な損失や生産意欲の減退により、耕作を諦める農家も増えるなど集落機能の維持低下が大変懸念されています。

このことから、富士見町では平成23年6月、有識者からなる有害鳥獣対策プロジェクト会議を設立。

それまでの対策を抜本的に見直した「富士見町有害鳥獣対策実行計画」を策定し、平成26年度の農林業被害額を2百万円に削減するため、電牧柵の中にいるシカを駆除するとともに電牧柵の隙間対策によって野生鳥獣の侵入をゼロにすることを目標に対策を講じています。

**被害額の状況**

現在も、ニホンザル・ニホンジカによる被害や出没の情報は多く寄せられています。また、被害が日常的になってしまい耕作をやめてしまう田畑も見られ、そのことが被害範囲を拡大させる要因の一つとなっています。

※対策を行う上でも被害状況や鳥獣の生息数の正確な情報が必要となりますので、農作物の被害や有害鳥獣の出没状況について農林係又は区・集落組合までご報告をお願いします。

#### **サルによる被害を減らすための勉強会の開催について**

サルによる農林業被害を個人でなくすには限界があり、集落全体で対策を講じる必要があります。

そこで、学習会を開いて、鳥獣の生態・追い払い方法・防除方法について勉強し、集落として何が出来るのか考えてみませんか？

希望の集落がありましたら農林係までご連絡をお願いします。

#### **電気柵の設置状況及び出没状況**

農地への有害鳥獣の侵入を防ぐため、農地を電気柵で囲いこむ整備を平成14年度から開始しました。昨年、小六地区に電気柵を設置したことにより囲い込みがほぼ終了し、今年度は、高さの低い電気柵（神戸・栗生・大平・松目・平岡・神代）を2.0メートル以上にするなど電気柵の機能UPを図りました。

現在電気柵の延長は約43キロメートルとなっており、今後は「農地への有害鳥獣の侵入ゼロ」を目標に隙間対策を行います。

#### **ニホンザルについて**

住宅地内や八ヶ岳方面でも目撃されるようになり、行動範囲の拡大が懸念されています。電気柵内に住み着いた加害個体の駆除と同時にもともと住んでいた場所に追い払う対策が必要となっています。

#### **ニホンジカについて**

電気柵内に住み着いたニホンジカが町内全体で見られ、特に田植え直後の苗やソバの実の食害が多く報告されています。

電気柵内の個体数も増加傾向にあり、駆除や定期的な巡回活動などの防除対策を行っています。

#### **狩猟免許の取得について**

被害対策の主要な担い手である狩猟者確保が大きな問題となっています。町では、猟友会の育成と若手狩猟者確保を目的として、新規に有害鳥獣捕獲を銃器で行う方を支援します。

具体的には銃砲所持許可を取得するための経費について最大3万円の補助を行います。

この支援事業を受けるには以下の要件が必要となります。

1. 新規に銃猟免許を取得する方
2. 町猟友会に加入して有害鳥獣捕獲に従事いただける方

狩猟免許試験の詳細、申し込みについては、農林係までご相談ください。

## **住民異動の届出手続き**

～住民異動の多い時期です 手続きは忘れず、お早めをお願いします～

転入、転出、転居などの住民異動に伴う届出については、届出人、届出期限などの定めがあります。添付書類、持ち物等を確認のうえ、早めのお手続きをお願いします。

### 主な住民異動届出

お問い合わせ先：住民福祉課 住民係、電話番号：62-9112

#### 異動の種類

##### 転入

##### 届出人

本人、同一世帯の者、代理人（要委任状）

##### 届出期間

住み始めた日から14日以内

##### 添付書類、主な持ち物

- ・ 本人確認書類
- ・ 印鑑
- ・ 転出証明書（転出手続きの際発行されます）
- ・ 住民基本台帳カード（保有している方は持参してください。転入手続きの際、裏面に住所を記録します。）

##### 転出

##### 届出人

本人、同一世帯の者、代理人（要委任状）

##### 届出期間

転出予定日が決まっている場合は予め

##### 添付書類、主な持ち物

- ・ 本人確認書類
- ・ 印鑑

##### 転居

##### 届出人

本人、同一世帯の者

##### 届出期間

転居した日から14日以内

##### 添付書類、主な持ち物等

- ・ 本人確認書類
- ・ 印鑑

##### 世帯主変更

##### 届出人

世帯主、同一世帯の者

## 届出期間

特になし

### 添付書類、主な持ち物等

- ・ 本人確認書類
- ・ 印鑑

### 関連する手続き・問い合わせ先

住民異動届に伴い各種手続きがありますので、それぞれ関係する係において手続き、必要書類等を確認してください。

#### 国民健康保険・後期高齢者医療保険、国民年金

お問い合わせ先：国保年金係、電話番号：62-9111

#### 介護保険

お問い合わせ先：介護高齢者係、電話番号：62-9133

#### 母子保健

お問い合わせ先：保健予防係、電話番号：62-9134

#### 福祉医療

お問い合わせ先：社会福祉係、電話番号：62-9144

#### 児童手当・保育園

お問い合わせ先：子ども支援係、電話番号：62-9237

#### 小・中学校

お問い合わせ先：総務学校教育係、電話番号：62-9235

#### 水道・下水道

お問い合わせ先：庶務経理係、電話番号：62-9352

#### 税関係

お問い合わせ先：収納係、電話番号：62-9123

お問い合わせ先：町税係、電話番号：62-9122

### ※同一（同居）世帯の者とは

戸籍・住民登録の窓口では住民登録で判断をしますので、住民基本台帳上、同一の世帯として住民登録している者を示します。（同一地番・家屋であっても住民登録を別世帯として届出している場合は、別世帯の者とみなします。）

## 本人確認書類の提示

～住民異動届出、戸籍届出、戸籍謄抄本・住民票・証明書等の交付請求の際は  
提示をお願いします～

住民異動届、戸籍届出、戸籍謄抄本・住民票・税証明等の交付請求の際、窓口に来た方

について、ご本人であることを特定するために、本人確認書類の提示が必要ですのでご協力をお願いします。下記の本人確認書類を窓口で提示してください。

注)：戸籍届出については、婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届に限ります。

### 1枚で足りるもの

- ・ 自動車運転免許証
- ・ 運転経歴証明書（平成24年4月から）
- ・ パスポート
- ・ 住民基本台帳カード（写真付き）
- ・ 在留カード又は特別永住者証明書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳

等

### 2枚以上の組み合わせで足りるもの

A・Bのグループからそれぞれ1枚 ただし、Bがない場合にはAを2枚以上

#### A

- ・ 健康保険者証（国保、健保、船員、介護保険、後期高齢者医療）
- ・ 年金手帳
- ・ 年金証書（厚生年金、共済年金、船員年金、恩給）
- ・ 住民基本台帳カード（写真無し）
- ・ 印鑑証明書（交付申請書に押印した印鑑のもの）

#### B

- ・ 学生証
- ・ 法人が発行した身分証
- ・ 国もしくは地方公共団体が発行した写真つきの資格証明書
- ・ 診察券
- ・ 通帳
- ・ キャッシュカード
- ・ クレジットカード

### 根拠法令

- ・ 戸籍法第10条の3
- ・ 戸籍法施行規則第10条の3、第10条の4
- ・ 住民基本台帳法第12条第3項
- ・ 住民票省令第5条第1号第2号

第3者請求する場合、利用の目的、方法、事由を明らかにしていただく必要があります。

この場合、資料の提供、説明を求める場合があります。

## 障がいをお持ちの方へ 福祉制度に関するお知らせ

申し込み・お問い合わせ先：住民福祉課 社会福祉係、電話番号：62-9144、Fax：62-5228

町では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、さまざまな福祉制度による支援を行っています。

### 町が実施している福祉制度による支援と対象者・申請手続き

#### 事業名

##### タクシー利用助成事業

##### 対象者

町内に住所を有し、次に該当する方

- ・ 身体障害者手帳 第1種1・2級
- ・ 療育手帳 A1・A2・B1
- ・ 精神保健福祉手帳1・2級

※自動車税又は軽自動車税減免を受けている方は対象となりません。

##### 内容

在宅生活支援として、タクシー利用料金の助成をします。

##### 申請方法等

必要に応じて所定申請書を町に提出

※有効期限は、該当年度末までです。

※毎年申請が必要になります。

※申請月から1ヶ月あたり3枚のタクシー利用助成券を交付します。

##### コミュニケーション支援事業

##### 対象者

町内に居住または通勤する聴覚障がいのある方

##### 内容

必要に応じて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

##### 申請方法等

必要に応じて所定申請書を町に提出

##### 日常生活用具給付等事業

##### 対象者

町内に住所を有する重度の障がいがある方（福祉施設入所者を除く）

※対象品目により障がい等級が異なります。お問い合わせください。

##### 内容

ストマ用装具等を給付（貸与）します。

##### 申請方法等

必要に応じて所定申請書を町に提出

※申請書は、用具購入前に見積書を添えて提出ください。

### **移動支援事業**

#### **対象者**

町内に住所を有する方、又は、富士見町が援護主体となり他の市町村のグループホーム及びケアホーム等に入居している方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている方

#### **内容**

障がいにより、屋外での移動が困難で個別支援を要する方に対し、外出時（公的機関、医療機関等へ出向く場合等）の支援をします。

#### **申請方法等**

必要に応じて所定申請書を町に提出

※有効期限は、該当年度末までです。

※毎年申請が必要になります。

### **タイムケア事業**

#### **対象者**

町内在住で在宅している重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者に該当する方

#### **内容**

障がいにより、家庭において介護を必要とする方が、一時的に家庭介護を受けられない場合に支援をします。

#### **申請方法等**

必要に応じて所定申請書を町に提出

※有効期限は、該当年度末までです。

※毎年申請が必要になります。

### **町重度心身障害者福祉年金**

#### **対象者**

町内在住で在宅している、次に該当する方

- ・ 身体障害者手帳 1 級に該当する方
- ・ 障害基礎年金 1 級 9・10・11 号に該当する方
- ・ 特別児童扶養手当を受給している方

#### **内容**

毎年 7・11・3 月に支給されます。

月額 2,500 円支給

#### **申請方法等**

所定申請書を町に提出

※申請月から支給されます。

- 上記手続きには、手帳及び印鑑（福祉年金申請時は振込先の預金通帳）をお持ちください。
- 制度の詳細及び他の福祉制度について「障がい者福祉ガイドブック」に掲載しています。
- 「障がい者福祉ガイドブック」は役場窓口で配布しています。

## 国保だより

### 国保の届出はお早めに

**お問い合わせ先：**住民福祉課 国保年金係、電話番号：62-9111

3月から4月は転出・転入の季節です。

国保に関する届出については、適正な保険料賦課・保険給付のためにも、必ず14日以内に届出をしてください。届出が遅れると、遡って保険料を納めなければなりませんし、適正な給付が受けられない場合があります。

#### 国保に入るとき

※国民健康保険料納付の口座振替をご希望の場合は、通帳等口座のわかるものと届出印をお持ちください。

#### 町外から転入したとき

持ち物

印鑑・転出証明書

職場の健康保険をやめたとき または任意継続の期間が満了したとき

持ち物

印鑑・転出証明書

他の健康保険の被扶養者からはずれたとき

持ち物

印鑑・被扶養者でなくなった証明書

子どもが生まれたとき

持ち物

印鑑・保護者の加入している保険証

生活保護を受けなくなったとき

持ち物

印鑑・生活保護廃止（停止）決定通知書

**外国人が入るとき**

**持ち物**

在留カードまたは特別永住者証明書

**国保をやめるとき**

**町外へ転出するとき**

**持ち物**

印鑑・保険証

**職場の健康保険へ入ったとき**

**持ち物**

印鑑・国保と新しい健康保険の両方の保険証

(新しい保険証が未交付の場合、健康保険加入の証明)

**他の健康保険の被扶養者になったとき**

**持ち物**

印鑑・国保と新しい健康保険の両方の保険証

(新しい保険証が未交付の場合、健康保険加入の証明)

**死亡したとき**

**持ち物**

印鑑・保険証

**生活保護を受けることになったとき**

**持ち物**

印鑑・生活保護開始決定通知書

**その他**

**保険証をなくしたとき**

**持ち物**

印鑑・本人確認できるもの

**保険証を汚して使えなくなったとき**

**持ち物**

印鑑・保険証

**就学のため町外に住民票をうつすとき (マル学)**

**持ち物**

印鑑・保険証・在学証明書または学生証 (コピー可)

**就学が終了したとき (卒業・就職等)**

**持ち物**

マル学の保険証から一般保険証への切り替え手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

町内で住所が変わったとき

持ち物

印鑑・保険証

世帯主や氏名が変わったとき

持ち物

印鑑・保険証

世帯分離・世帯合併したとき

持ち物

印鑑・保険証

退職者医療制度の対象になるとき

持ち物

年金証書（国保加入の際 65 歳未満の方で年金を受給される方のみ）

## ご存じですか？ “ジェネリック医薬品”

お問い合わせ先：住民福祉課 国保年金係、電話番号：62-9111

**ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは**

医薬品は、薬事法により様々な規制が定められており、新薬は、20年から25年間特許に守られ、開発メーカーが独占的に製造販売できます。

特許期間満了後、その有効成分は国民共有の財産となり、他の医薬品メーカーが厚生労働省の承認を得れば、新薬と同じ規制のもと、開発・製造・販売することができます。こうした医薬品の総称が「ジェネリック医薬品」です。

※平成9年から品質再評価がなされ、品質管理はより厳しいものとなっています。

**ジェネリック医薬品の選択により、薬代を節約できます。**

新薬を開発するには長い時間と多大な費用がかかるのに対し、ジェネリック医薬品の開発期間は3年から5年であるため、新薬より低価格です。ジェネリック医薬品を選ぶことは、薬代の節約になり、増え続ける医療費の節減にもつながります。

**ジェネリック医薬品を希望するときには**

1. 医療機関で処方箋を受け取る。  
「後発医薬品への変更不可」という医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できません。
2. 薬剤師からジェネリック医薬品の特徴や価格、変更した際の注意点などの説明を受け、薬を選ぶ。

医師や薬剤師に言い出しにくい方は、受付でジェネリック医薬品希望カードを出せば、意思表示することができます。

ジェネリック医薬品希望カードは保険証更新の際に同封しました。また、国保年金係窓口

でも配布しています。

## 高額な診療を受ける皆さまへ

**お問い合わせ先：**住民福祉課 国保年金係、電話番号：62-9111

「認定証」などを提示すれば、窓口における支払いが自己負担限度額までとなります。

高額な診療（入院・外来）を受け、ひと月の窓口支払い額が世帯の自己負担限度額を超える場合、世帯の自己負担限度額を示す「限度額認定証」を提示することで、ひと月の窓口支払い額が自己負担限度額までとなります。

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。（国保年金係窓口で高額療養費支給申請をし、後日支払った窓口負担額と限度額との差額の給付を受ける）

1. 役場国保年金係の窓口で「認定証」の申請手続きをする  
（持ち物）「認定証」の交付を受けたい方の保険証、印鑑（認印）
2. 病院・薬局などで「認定証」を提示する
3. ひと月の同一医療機関での医療費は、「認定証」に示された区分の自己負担限度額までの支払いとなります

※ただし、70歳以上の方で、住民税が課税世帯の方は、認定証は必要なく「保険証」と「高齢受給者証」の提示（後期高齢者医療加入者は「後期高齢者医療保険証」）で自己負担限度額までの支払いとなります。

## 年金だより

### 学生納付特例制度の簡素化について

**お問い合わせ先：**岡谷年金事務所、電話番号：23-3661・住民福祉課 国保年金係、電話番号：62-9111

学生納付特例制度により、平成24年度（平成24年4月から平成25年3月）に保険料納付を猶予されている方で、平成25年度（平成25年4月から平成26年3月）も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学する場合は、そのハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書および学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。

また、平成25年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は岡

谷年金事務所までご連絡ください。

## 出張年金相談会のお知らせ

**お問い合わせ先：**岡谷年金事務所、電話番号：23-3661・住民福祉課 国保年金係、電話番号：62-9111

みなさんにご利用いただいております出張年金相談会を、平成 25 年度は次の日程で開設します。

### 相談日

(毎月第 1 水曜日。ただし、平成 26 年 1 月は第 2 水曜日です。)

- ・ 4 月 3 日 (水曜日)
- ・ 7 月 3 日 (水曜日)
- ・ 10 月 2 日 (水曜日)
- ・ 1 月 8 日 (水曜日)
- ・ 5 月 1 日 (水曜日)
- ・ 8 月 7 日 (水曜日)
- ・ 11 月 6 日 (水曜日)
- ・ 2 月 5 日 (水曜日)
- ・ 6 月 5 日 (水曜日)
- ・ 9 月 4 日 (水曜日)
- ・ 12 月 4 日 (水曜日)
- ・ 3 月 5 日 (水曜日)

### 時間

午前 10 時から午後 3 時

### 場所

役場 3 階 301・302・303 会議室

### 相談担当

岡谷年金事務所担当官

## 町営住宅入居者募集

**住宅の概要 (募集戸数：1 戸)**

**住宅名**

富里公営住宅 A-302 号

**構造等**

中耐三階建

平成 12 年度建築

**規格**

3DKY (3 階部)

※D…ダイニング K…台所 Y…浴室 (浴室給湯・浴槽付)

**家賃**

22,200 円から 43,600 円

**所在地等**

富士見町落合 11227-32

富士見駅より南東へ約 600 メートル

**募集期間**

3 月 1 日 (金曜日) から 3 月 14 日 (木曜日)

**申込方法**

総務課管財係に備付け又は町ホームページ内の申込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

**選考方法**

公開抽選

**抽選日時・会場**

3 月 19 日 (火曜日) 午前 10 時から 役場 302・303 会議室

**入居日**

原則として入居決定後 10 日以内

**入居資格**

次の 1 から 6 の資格を全て満たす方

1. 地方税を滞納していない方
2. 現に同居し、または同居しようとする親族があること
3. 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
  - ・一般世帯—158,000 円以下
  - ・高齢者身体障害者世帯等—214,000 円以下
4. 現に住宅に困窮していることが明らかな方 (※自己の持ち家がある方は不可)
5. 町内に住所または勤務先を有する方
6. 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと

お問い合わせ先：総務課 管財係、電話番号：62-9325、Eメール:soumu@town.fujimi.lg.jp

**平成 25 年度経営所得安定対策 (旧 農業者戸別所得補償制度) について**

**お問い合わせ先:** 富士見町地域農業再生協議会事務局 (産業課 農林係)、電話番号: 62-9222・  
農林水産省 関東農政局 松本地域センター、電話番号: 0263-47-2001

## 事業の目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、転作作物への作付転換を促します。(国の補助事業)

※平成 24 年度まで実施された農業者戸別所得補償制度 (いわゆる転作の補助制度) が、昨年末の政権交代により名称が変更され実施されます。補助内容については基本的には昨年と変更ありません。(平成 26 年度以降のあり方については、国により今後検討されていくこととしています)

## 対象者

出荷・販売を目的として作物を生産 (耕作) する販売農家の方。

※出荷・販売が無い方 (自家消費等) については補助の対象とはなりません。

## 補助の内容 (仕組みや単価は、平成 24 年度と同じです)

### 対象

#### 水田

主食用米

#### 助成名称

米の直接支払交付金 (旧米の所得補償交付金)

#### 補償内容

15,000 円/10a

- ・ 作付面積から一律 10a を控除して補助。
- ・ 米価が標準的な販売額を下回った場合、その差額も補填。

#### 水田の転作 (戦略作物)

1. 麦・大豆・飼料作物
2. 米粉用米・飼料用米・WCS 用稲
3. そば・なたね 加工用米

#### 助成名称

水田活用の直接支払交付金 (旧水田活用の所得補償交付金)

#### 補償内容

1. 35,000 円/10a
2. 80,000 円/10a
3. 20,000 円/10a

- ・ 戦略作物については、販売先 (出荷先) との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。
- ・ 作付面積に応じて補助。

### 水田の転作（その他）

その他の転作作物（野菜・花卉・果樹等）

#### 助成名称

産地資金

#### 補償内容

10,000 円/10a を基本

- ・ 作付面積に応じて補助。

#### 水田・畑

そば・麦・大豆・なたね

#### 助成名称

畑作物の直接支払交付金（数量払）

（旧畑作物の所得補償交付金）

#### 補償内容

出荷数量に応じて補助

- ・ 播種前に販売先（出荷先）との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。
- ・ 麦・大豆・なたねについては、出荷前に農産物検査を受けなければ、出荷数量に応じた補助を受けることができません。

### 農業者を対象とした個別相談会

日時

3月28日（土曜日）午前10時～正午

対象

全町

場所

コミュニティ・プラザ2階大会議室

持ち物

集落等から配付される書類一式、印鑑、筆記用具等

## 地籍図等の複写についてお願い

お問い合わせ先：財務課 町税係、電話番号：62-9124

地籍図等の複写について、平成25年4月1日より下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

- ・ 地籍図の複写（白図） 1枚 300円
- ・ 航空写真のみの複写 1枚 300円

※平成25年4月1日より白図と航空写真を併せた図面はお出しできませんのでご了承ください。

## 富士見町 教育委員会だより 第 87 号

平成 25 年 3 月 1 日発行、富士見町教育委員会編集、電話番号：62-9235、

[kodomo@town.fujimi.lg.jp](mailto:kodomo@town.fujimi.lg.jp)

### 定例教育委員会

3 月 8 日（金曜日）午後 1 時 30 分より役場 2 階 教育長応接室、傍聴歓迎！

### 子どもに関するなんでも相談

月曜日から金曜日

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、電話番号：62-9233、家庭・教育相談員（鈴木）

### 小学校外国語活動・英語の取り組み紹介

富士見町は平成 24 年度から小学校外国語活動・英語の授業を NLT（英語を母国語とする外国人教師）の担当時間を増やして、本格的に英語教育に取り組み始めました。町内全ての小学校で、1 年生から 4 年生は年間 17 時間、既に必修化されている 5・6 年生は年間 35 時間の授業を実施しています。また、中学校でも学習指導要領の改訂に伴い、授業時数、教科書の内容ともに増加しています。

### 主な活動内容

- ・ 春期教員研修会（町内全小学校の教職員対象）
- ・ 夏期教員研修会（町内全小学校の教職員対象）
- ・ 富士見町英語合同研究会（富士見小学校）
- ・ インターナショナルデイ（町内全小中学校）
- ・ 各学期 1 回の「訪問研修」実施（町内全小学校）

### インターナショナルデイの感想（児童生徒から）

- ・ サインがもらえてうれしかった。（小 1）
- ・ 最初は、インターナショナルデイはいやだなと思っていたけど、やってみたらすごく楽しかった。（小 2）
- ・ いろいろな国のことが何となくわかった。もっと英語を知りたい。（小 3）
- ・ 時間が限られていたので、もっと外国のことを知りたい。（小 4）
- ・ 英語が分からない所があったから、もっと勉強したい。（小 5）
- ・ 外国に行って、外国の人と話したい。（小 5）
- ・ なるべく英語を使って先生たちと話すようにした。（小 6）
- ・ 日本人の先生でも発音がとても良くて、自分もあんな風になりたいと思った。（中学）
- ・ Excuse me など、今まで習った言葉が意外とたくさん出てきたのが印象的だった。（中学）
- ・ 自分の英語が通じたときは感動した。（中学）

※インターナショナルデイとは、学校に数多くの外国人の先生を招き出身国の話や英語で話したり、ゲームしたりする中で、英語を使うという体験をする日です。

### 授業参観の感想（保護者から）

- ・ 盛りだくさんの内容に驚いた。
- ・ 子どもたちが、とても楽しそうなのが何より印象的だった。
- ・ 活気のある授業で、子どもたちも楽しそうな様子で良かった。
- ・ 小さなうちからネイティブの英語を耳にできる環境をうらやましく思う。

### 平成25年度教育未来会議「エデュ・Cafe」

平成24年11月から開催している教育未来会議「エデュ・Cafe」は、平成25年度も引き続き開催する予定です。町内各地区を回り、保護者の皆さん、地域の多くの皆さんから様々な声を聞く機会を設けたいと考えています。今後より多くの方に参加していただけるよう開催日時を決めていきます。詳細はあらためてお知らせします。子育て、学校教育、生涯学習についてなど何でも結構です。お気軽にご参加ください。

### 移動教育委員会の開催日程

平成25年度は5月、6月の教育委員会定例会の会場を役場から移動して開催する予定です。傍聴大歓迎ですのでお気軽にお越しください。詳細は後日お知らせします。

## 教育未来会議「エデュ・Cafe」報告

1月22日の先達公民館で開催された教育未来会議「エデュ・Cafe」内容をご紹介します。

### 「なるには教育」

- ・ なるには教育は良い活動。大人と触れ合うことで社会の交流ができる。富士見に多い農業や精密も必要ではないか。今後の活動は。

[回答] 富士見中学校長から中学1年の授業としてやりたいとオファーがあった。

※「教育の町」富士見として、中学生が夢について真剣に考える機会を作るため、町出身の講師が中学生との交流の中で、将来の夢を持つきっかけとなったことを語る「なるには教育」を開催しました。

### 勉強、受験

- ・ 中学受験をすすめるのは迷う。
- ・ 家庭でどこまですればいいか。家事の手伝いもしてほしい。

### 無料塾

- ・ 無料塾は底上げか、中学の補習か。

[回答] 英語ではハイレベルも目指す。高校でドロップアウトしないため。学校の後方支援と位置付けている。

- ・ 教育の場は中学であるのに学校の外で行うのか。

[回答] 学校の先生に負担をかけないため。富士見町では無料塾を手伝わされるといふ不安の排除。

## スクールバス、電車通学

- ・ 中学スクールバス運行時間を早めてほしい。到着が遅く提出物が出せない場合がある。  
[回答] 検討する。
- ・ 電車が遅れた時の連絡網を徹底してほしい。

## 連載 4 「教育の町」豊後高田市視察記

### 教育委員会事務局の充実

教育委員会事務局が学校を全面的に指導・助言できる体制が充実している。教育長、学校教育課長も現場上がり。2名の指導主事を市費で独自に配置し、小・中学校を巡回指導している。職員も多い。現場に精通している指導主事は必須である。

### 教職員の熱意

「学びの21世紀塾」などの施策を行うことができる背景には、(1)市方針と現場がしっかりとつながっていること。(2)教育委員会とスクラムを組むことが学校現場でできていて、相互補完、相乗効果の関係にあること。教育委員会が校長を本気にさせられるか。教職員が校長の熱意をどの程度感じて動くのかが重要だと思う。

教育委員会・学校方針に納得できない教員は一年で異動してもらうこともある。中には、教育長の権限で在職期間が長い人もいる。校長が学校運営をやりやすいように人事を工夫している。

教職員研修も独自に行っている。43歳以上を対象にミドルリーダー研修を月1回、講師は教頭。管理職希望者を対象にマネジメント講座を週1回、講師は校長。信濃教育会、諏訪教育会のような組織はない。

「学びの21世紀塾」に参加している現役の先生はいない。部活動は自由にやってもらっているが、同じように学習担当を置いている。高田中学校の職員室の前の廊下に15台ほどの自習机を置いている。

総じて「豊後高田の教育委員会、教職員の熱意は他の市町村に比べてかなり高い」と河野教育長は語った。

(教育長・小林洋文)

## 富士見町スポーツ少年団 平成25年度新規団員募集

町スポーツ少年団では、平成25年度新規団員を募集しています。入団を考えている方、興味のある方はお気軽にご連絡ください。

### 種目

剣道・野球・バレーボール・サッカー・空手・バトントワラー鼓笛隊

## 対象

小学生 ※小学生以外についてはご相談ください

お問い合わせ先：スポーツ少年団事務局（町民センター内）、電話番号：62-2400

## 3月17日(第3日曜日)は家庭の日

良い新学期を迎えられるよう、家族で年度末を充実させ、新年度の準備をしましょう。

## 編集後記

平成25年度も「教育の町」づくりのために様々な取り組みを行いますので、ご協力よろしくをお願いします。(Y)

## 保健補導員だより

私たち保健補導員は、地域の皆さまとともに、健康で明るく楽しい日々を過ごすことを願い元気に活動しています。

平成24年度も栄養講座、運動教室を各地区の役員の皆さまと協力して開催することができました。

10月には連合会研修として、「つながる・支える 心のサインに気づいたら」をテーマに「心の健康」について学びました。その研修の内容を、生活展ブースに展示し、ステージ発表をおこないました。

私たちの取り組みについての紹介とメッセージをお送りさせていただきます。

## 守ろう大切ないのち

10月の研修会では、自殺の現状と、うつについての学習、心を健康に保つために出来ることを、八ヶ岳メンタルヘルスサポートの戸田院長よりご講話いただきました。

自殺は防ぐことができます!あなたの周りの孤独な人に気づいて!そして支えてください。

「自殺なんて自分に関係がない」とあなたは思っていないですか。

長野県で行われた地域住民調査では、4人に1人が身近な人の自殺を経験しています。

ブース展示では、心の健康チェックを実施しました。

生活展では、軽い運動が心の緊張を和らげるということでポニョポニョストレッチ体操をステージ発表で紹介しました。

地域での人のつながりが、心の健康づくりには大切です。

保健補導員では地区の皆さまに、ご協力いただき、栄養教室や運動教室を開催しています。是非皆さんもご参加ください。

## 栄養教室

25会場 35地区開催 450名参加

## 運動教室

12会場 25地区開催 235名参加

## 心を健康に保つためにできること

1人で悩まないで相談してください。

### 自分でできること

- ・ 自分の性格を知る
- ・ 頑張りすぎない（60点目標）
- ・ 1人で抱え込まない
- ・ 話してみましよう
- ・ 軽い運動をしましよう

### 地域社会でできること

- ・ あいさつしましよう～声をかけあう～
- ・ 地域職場の行事 人が群れる場をつくること
- ・ 気軽に相談できる場を充実させること

## 3月は「自殺対策強化月間」です

警察庁の統計によると自殺の原因としては健康問題が最も高く、その中でも「うつ病」が増加しています。

自殺は個人的な問題として捉えられがちですが、その背景には様々な要因が複雑に関係しています。

様々な要因が重なり、最終的にうつ病などの心の病に至る場合が多くあります。

そして心の病になった方の一部が、不幸にも自殺を選んでしまうことが考えられます。

うつ病かもしれないと悩んでおられる方は、決して一人で悩まずに、早めに相談することが大切です。

**うつ病への対応 うつ病の早期発見と適切な治療が自殺防止の第一歩です。**

うつ病を疑うサイン（うつ対策推進方策マニュアル～都道府県・市町村職員のために～  
2004年1月）

### 自分が気づく変化

心の症状に加え、身体の症状が同時に現れるのが特徴です。

1. 悲しい、憂鬱な気分、沈んだ気分
2. 何事にも興味がわかず、楽しくない
3. 疲れやすく元気がない（だるい）
4. 気力、意欲、集中力の低下を自覚する
5. 寝つきが悪く、朝早く目がさめる
6. 食欲がなくなる
7. 人に会いたくなくなる
8. 夕方より朝方のほうが気分、体調が悪い
9. 心配事が頭から離れず、考えがどうどう巡りする
10. 失敗や悲しみ、失望から立ち直れない

11. 自分を責め、自分は価値がないと感じる  
など

Point : 1日中2週間以上続いたら要注意です。

#### 周囲が気づく変化

1. 以前と比べて表情が暗く、元気がない
2. 体調不良の訴え（身体の痛みや倦怠感）が多くなる
3. 仕事や家事の能率低下、ミスが増える
4. 周囲との交流を避けるようになる
5. 遅刻、早退、欠勤（欠席）が増加する
6. 趣味やスポーツ、外出をしなくなる
7. 飲酒量が増える

など

#### うつ病が疑われたら

専門家に相談するよう勧めてください。

誰かが付き添って行ってください。

#### うつ病の治療について

##### どのような病院に行けばよいのでしょうか

精神科・神経科・心療内科などの病院やクリニックで専門的な治療が受けられます。

##### どのような治療をするのでしょうか

「薬物療法」と「精神療法（カウンセリング）」が基本ですが、「休養」も大切です。  
かなりのうつ病は薬でよくなります。

薬は効果が出るのに少し時間がかかりますが続けて服用することが大切です

##### 入院する場合もあるのでしょうか

多くは通院で治療できますが、次のような場合は入院について主治医と相談してください。

- ・ 自殺の危険が高い
- ・ 食欲低下や不眠などで衰弱している
- ・ 症状が重い
- ・ 外来治療でなかなかよくなる時
- ・ 自宅ではゆっくり静養できない時

うつ病の回復期には自殺の危険性が高まります。周囲の見守りが必要です。

#### 身近な人の様子が気になったら？

気づき、共感し、つながり、支えてください。

- ・ 励まさない
- ・ 「もう頑張らなくていい、ゆっくり休んで」と伝える
- ・ 聴き役に徹する（共感する）
- ・ 専門家に相談する（つなげる・支える）

## 相談窓口のご案内

次の機関では、こころの健康・病気について相談を受け付けています。

ひとりで悩まずに早めにご相談ください。

### 長野県精神保健福祉センター

電話番号：026-227-1810

開設時間：月曜から金曜（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分

### 諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課

電話番号：0266-57-2927

開設時間：月曜から金曜（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分

### 長野いのちの電話

電話番号：026-223-4343

開設時間：毎日 午前11時から午後10時

### 松本いのちの電話

電話番号：0263-29-1414

開設時間：毎日 午前11時から午後10時

### 富士見町住民福祉課保健予防係

電話番号：0266-62-9134

開設時間：月曜から金曜（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分

## こんにちは 地域包括支援センターです

お問い合わせ先：地域包括支援センター、電話番号：62-8200

### 防ごう、高齢者虐待

超高齢化社会を迎えている日本にとって、高齢者の人権を守っていくことは緊急の課題です。実は高齢者虐待は決して「悪い人」だけがやっているわけではありません。心身ともに疲労し追い詰められた介護者が、自覚のないままに虐待をしていることも少なくない、つまり高齢者虐待は誰にでもおこりうる問題なのです。

虐待には、以下の5つの種類があります

1. 身体的虐待（なぐる、ける、無理やり食事を口に入れる、意思に反して身体を拘禁する等）
2. 心理的虐待（侮辱や脅迫、意図的に無視する等）
3. 経済的虐待（日常生活費を使わせない、年金等を本人の意志、利益に反して使用する等）
4. 介護・世話の放棄、放任（入浴させず異臭がする、脱水や栄養失調の状態にある、劣悪な住環境で生活させる等）
5. 性的虐待（性的暴力やいたずら、わいせつな行為の強要など）

これらの虐待を受けやすい高齢者は、より高齢であったり認知症があるなど、介護者側の負担が大きくなるほど、虐待につながる可能性が高いといえます。大変な介護を一人で抱え込み、だれにも相談できないような環境では、「熱心な介護者」もいつしか「虐待者」になってしまう危険性があるのです。

そうならないために、地域の中で孤立する高齢者や介護者がいないか、見守ったり声をかけたりする「地域ぐるみの虐待防止」が大切です。地域包括支援センターは、高齢者虐待の第一対応窓口でもありますが、「困ったとき、大変な時にいつでも相談できる場所」という役割もあります。

もし地域で、高齢者の異変や一人で頑張っている介護者に気づいたら、ぜひ声をかけ、ねぎらい、相談するところがあるよとお話ししてみてください。それが虐待を未然に防ぐ、一番の方法かもしれません。

## 健康ふじみ 21 いきいき通信

— 富士見町健康づくり計画「健康ふじみ 21」を推進しています —

お問い合わせ先：住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

### 3月は自殺対策強化月間です

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定）において、例年、月別自殺者数の最も多い 3 月を「自殺対策強化月間」と定めています。皆さんもご存じのこととは思いますが、わが国では平成 10 年から 14 年連続で、年間の自殺者数が 3 万人を超えていましたが、平成 24 年 1 月から 12 月までの自殺者数の速報値では、平成 24 年の自殺死亡者数が 15 年ぶりに 3 万人を下まわっています。

平成 24 年は前年に比べ、9.4%減少しましたが、いまだに多くの方が自ら命を絶っている状況に変わりはありません。長野県においても 2.8%減少していますが、全国に比べ減少幅が小さく、まだまだ対策が必要といえます。長野県の自殺者の状況を、月別に見ると、4 月をピークに 3 月から 5 月までと、10 月・12 月が増加傾向にあります。

自殺予防には、やはり周囲の人たちの気づきが一番重要となります。命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法及び自殺者の親族等に対する支援の必要性等についての理解を深め、今後さらに、皆さん一人ひとりが自殺対策に取り組んで行くことが必要です。

自殺を取り巻く状況は刻々変化しており、誰もが、いつ巻き込まれてもおかしくない問題です。

自分や家族が巻き込まれないよう、自分なりにできることから実行しましょう。

## 親と子の健康ガイド 3月（3月11日～3月31日）

## 健康診査・予防接種

### 会場

保健センター

### 事業名 対象児 期日 集合時間

- ・ 4ヵ月児健診 平成24年11月生まれ 3月15日(金曜日) 午後1時
- ・ 2歳児歯科健診 平成23年1月から2月生まれ 3月19日(火曜日) 午後1時
- ・ 3種混合 生後6ヵ月～7歳6ヵ月 3月12日(火曜日) 午後1時00分～1時15分(受付)
- ・ 4種混合 生後3ヵ月～7歳6ヵ月 3月12日(火曜日) 午後1時20分～1時50分(受付)

### 相談・教室

#### 事業名 期日 受付時間 会場

- ・ 乳幼児相談 3月18日(月曜日) 午前9時30分～10時30分 保健センター

お問い合わせ先：住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

## 健康ふじみ 21 歯の健康推進チームだより

### 教えて！知って得する歯の健康マメ知識（31）

今回は、インプラントについて歯科医師に聞いてみました。

Q：インプラントのメリット、デメリットを教えてください。

A：デンタルインプラントとは、何らかの疾患や外傷で歯が無くなってしまった顎の骨に人工的な物質を埋め込む方法で、「人工臓器」の1つです。現在では、骨と相性のよいチタンを埋め込んで骨との結合を図っています。

まずメリットとしては、ブリッジや有床義歯と比較すると天然歯の状態により近い回復が得られる可能性があります。また周囲の歯を削ってしまうこともなく、それらに負担をかけない特徴もあります。

デメリットとしては顎の中の血管や神経を傷つける可能性、インプラント周囲の感染症の注意、治療費が高いこと、治療期間が長いことなどがあります。

また耐用年数は普通10年以上ですが、将来、糖尿病や骨粗鬆症などインプラントに悪影響をもたらす疾患となってしまった場合で、周囲の骨にまで炎症が進んでしまったときには、骨を削って取り出さなければならないなど問題が生じる場合もあります。

お問い合わせ先：健康ふじみ 21 歯の健康推進チーム事務局住民福祉課 保健予防係（保健センター内）、電話番号：62-9134

## 消費者見守り情報 No.27

### 手渡し型詐欺に注意！

諏訪管内で警察官や銀行協会職員を名乗る人物から、「あなたの口座が悪用されている」などと不安をあおられ、現金を下ろすよう求められたので、金融機関で払い戻して帰宅した直後に同じ人物から「現金を預かせてもらえば、どこでも下せるカードを作る」などと伝えられ、自宅を訪ねた銀行協会職員を名乗る人物に現金をだまし取られるという事件が発生しています。この他にも警察官をかたる不審電話が相次ぎ、様々な詐欺の手口で現金をだまし取られる被害が発生しています。

警察官や金融機関職員を名乗り、口座について尋ねる電話は詐欺を疑う必要があります。

このような電話がかかってきたら、速やかに電話を切り、最寄りの警察に通報してください。

相談：住民福祉課 住民係、電話番号：62-9112、松本消費生活センター、電話番号：0263-35-1556

## 3月の納税等

- ・ 国民健康保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料
- ・ 保育料
- ・ 上下水道使用料
- ・ 住宅使用料

納期限・振替日は4月1日（月曜日）です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

お問い合わせ先：財務課 収納係、電話番号：62-9123

## 住民だより 2月

### 1月15日～2月14日の届出〈敬称略〉

出生・転入・転居は14日以内に死亡は7日以内に届出を

結婚おめでとう

氏名 出身地

- ・ 矢沢浩幸 富士見  
久保満菜実 瀬沢
- ・ 植松高浩 立沢  
菊池唯 茅野市

- ・ 雨宮悠太 富里  
山中望由 山梨県
- ・ 畑田晋吾 韮崎市  
岩田紗由香 上蔦木

#### 出生おめでとう

##### 氏名 父の名 母の名 区名

- ・ 御園紗雪 (みそのさゆき) 憲一郎 由香里 富士見
- ・ 向井悠貴 (むかいゆうき) 賢 千香穂 富里
- ・ 小林廉 (こばやしれん) 究 祐子 御射山神戸
- ・ 小松咲季 (こまつさき) 伸一 千鶴 大平
- ・ 樋口寛矢 (ひぐちひろや) 雅之 若葉 富士見
- ・ 伊藤蒼太 (いとうそうた) 和彦 由布子 信濃境
- ・ 戸井口裕宗 (といぐちひろむね) 裕貴 薫 池袋

#### おくやみ申し上げます

##### 氏名 年齢 世帯主 区名

- ・ 植松善秀 81歳 善秀 若宮
- ・ 藤森正幸 84歳 正幸 信濃境
- ・ 宮下静子 87歳 静子 高森
- ・ 矢沢勤 83歳 勤 立沢
- ・ 五味一徳 90歳 一徳 乙事
- ・ 雨宮英雄 94歳 邦彦 瀬沢新田
- ・ 五味登代 94歳 登代 富士見
- ・ 中島甚市 78歳 甚市 富士見
- ・ 藤森和俊 44歳 定子 瀬沢
- ・ 伊東はなゑ 98歳 はなゑ 富里
- ・ 宮越幸人 96歳 幸人 富士見

## 介護職員の募集

諏訪広域連合「特別養護老人ホーム恋月荘」では、次のとおり介護職員を募集しています。

#### 募集人員

介護職員（非常勤職員） 若干名

#### 応募資格

資格不問

## 採用

随時

## 採用試験

面接ほか

ご応募・お問い合わせ先：〒399-0214 諏訪郡富士見町落合 11072-4

諏訪広域連合 特別養護老人ホーム恋月荘、電話番号：62-4101

# くらしの情報

## お知らせ

### 身体の不自由な方のための自動車税・自動車取得税の減免制度

県では、障がい者の方が利用する自動車のうち、一定の要件に該当するものについて、自動車税・自動車取得税の減免制度を設けています。

減免を受けるためには、次の（１）の基準をすべて満たしたうえで申請する必要があります。

#### （１）減免の基準

1. 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳）をお持ちの方で、障害の程度が一定基準以上であること。
2. 車検証に記載されている自動車の所有者（自動車税の納税義務者）が障がい者本人であること。（ただし、18歳未満の場合および療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、この限りではありません。）※これから車両の登録をする予定の方は、3月末日までに登録がなされなかった場合、翌年度からの減免となる場合があります。
3. 障がい者本人、又は障がい者と生計を一にする方が運転すること。

#### （２）申請期間

（土曜・日曜・祝祭日は除く）

#### 自動車税

随時

※5月27日以降に申請した場合、あるいは車両登録日から30日を過ぎて申請した場合は、減免額が少なくなる場合があります。

#### 自動車取得税

車両登録日から30日以内

※該当すると思われる方は、お気軽にご連絡ください。

申請・問い合わせ先：長野県諏訪地方事務所 税務課

〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎3階

電話番号：57-2905 E-mail:suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.jp

減免制度についてのホームページ：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/zeimu/genzei/singen2.htm>

牛、馬、豚、鶏などを飼養されている皆様へ（頭羽数等の定期報告が義務化されています）

国内で発生した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザを踏まえて、家畜伝染病予防法の改正（平成23年4月）が行われました。

牛、豚、鶏などの家畜を飼養されている方は、毎年、家畜の種類、頭羽数、畜舎等の数について県知事（家畜保健衛生所経由）に報告することが義務づけられました。

**報告が義務づけられた畜種および頭羽数**

**牛、馬、水牛**

1頭

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数

2頭以上

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数
- ・ 畜舎及びふ卵舎の数
- ・ 基準の遵守状況
- ・ 基準遵守の措置状況

**豚、めん羊、山羊、いのしし、鹿**

5頭以下

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数

6頭以上

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数
- ・ 畜舎及びふ卵舎の数
- ・ 基準の遵守状況
- ・ 基準遵守の措置状況

**鶏、あひる（合鴨）、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥**

99羽以下

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数

100羽以上

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数
- ・ 畜舎及びふ卵舎の数
- ・ 基準の遵守状況

- ・ 基準遵守の措置状況

だちょう

9羽以下

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数

10羽以上

報告事項

- ・ 家畜の種類、頭羽数
- ・ 畜舎及びふ卵舎の数
- ・ 基準の遵守状況
- ・ 基準遵守の措置状況

報告時点

毎年2月1日時点

報告期限

牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、いのしし、鹿

毎年4月15日まで

鶏、あひる（合鴨）、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

毎年6月15日まで

この報告は、飼養されているそれぞれの頭羽数が1頭（1羽）から対象になります。

自宅等で対象家畜を飼養されている方で、まだ報告していない方は産業課農林係または、伊那家畜保健衛生所（電話番号：0265-72-2782）までお問い合わせください。

**お問い合わせ先：産業課農林係、電話番号：62-9222・伊那家畜保健衛生所、電話番号：0265-72-2782**

**春の火災予防運動（3月1日～3月7日）**

【統一標語】「消すまでは 出ない行かない 離れない」

3月1日から3月7日まで、全国一斉に春の火災予防運動が行なわれます。

この運動は、火災の発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及をはかり、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とするものです。

火災はいつどこで起こるか分かりません。期間中に火災予防について考え、また火災を防止するために次の事を守りましょう。

1. 家の周りに燃えやすい物を置かない。
2. 火気を使用する場合、火が消えるまでは絶対その場を離れない。
3. 就寝前、外出時には火の元を確認する。
4. たき火、土手焼きを行なう際には、必ず消火用具を準備する。

5. 風の強い日には、屋外で火を使わない。

**住宅防火 いのちを守る7つのポイント ～3つの習慣・4つの対策～**

**3つの習慣**

- ・ 寝たばこは、絶対やめる。
- ・ ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

**4つの対策**

- ・ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・ 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・ 火が小さいうちに対応できるように、住宅用消火器等を備える。
- ・ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

これらのことに注意し、一人ひとりが防火意識を高めましょう。

**お問い合わせ先：**消防課 予防係、電話番号：61-0119

**不動産評価等の無料相談会**

不動産鑑定士による無料相談会が開催されます。お気軽にお出かけください。

**伊那会場**

日時：4月1日（月曜日） 午前10時から午後4時

会場：伊那市役所 3階 305会議室

**松本会場**

日時：4月4日（木曜日） 午前10時から午後4時

会場：松本市役所 本庁舎4階 第2応接室

**お問い合わせ先：**社団法人 長野県不動産鑑定士協会、電話番号：026-225-5228

**諏訪湖探検ダックツアー**

水陸両用バスで諏訪湖周を巡る「諏訪湖探検ダックツアー」に参加しませんか。

水陸両用バスに乗り、ガイドつきで諏訪の街並みを見物した後、陸から湖へそのまま着水して湖上を遊覧する、「諏訪湖探検ダックツアー」。このツアーに、富士見町民デーということで、次の便に特別料金にて乗ることができます。この機会にぜひご乗車ください。

**運行日時**

**3月25日（月曜日）**

- ・ 第1便 午前9時出発
- ・ 第5便 午後3時出発

**3月31日（日曜日）**

- ・ 第4便 午後1時30分出発
- ・ 第5便 午後3時出発

**発着場所**

おぎのや諏訪店

## 料金

大人（中学生以上）1,000 円

子ども（小学生以下）500 円

幼児（2歳未満）300 円

## 定員

37名 ※要予約、定員になり次第締め切り

なお、水陸両用バスの窓はオープン使用ですので、暖かい服装でお越しください。

**ご予約・お問い合わせ先：**富士見町観光協会、電話番号：62-5757 または産業課

商工観光係、電話番号 62-9228

## 女性の健康週間

3月1日から8日は女性の健康週間です。

女性の健康を生涯にわたって総合的に支援することを目指し、3月3日ひな祭りを中心に、3月8日国際女性の日までの8日間を「女性の健康週間」と定め、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために創られた週間です。

家庭にあっても、職場にあっても、地域社会にあっても、健康を守るキーパーソンは女性であるといっても過言ではありません。その女性自身が生涯を通じて元気であることが、社会全体の元気の源といえます。

しかし近年、女性を取り巻く環境が大きく変化し、女性のライフタイムも大幅に変化してきたことで、女性が生涯を通じて元気であることが容易ではなくなってきたことも事実です。

仕事を持つ持たないにかかわらず、何らかの形で社会参加している女性が増え、忙しく動き回る女性を多く見かけるようになりました。男性と同じような働き方をしている女性も増えました。

それに伴って、心身に受けるストレスも単純ではなく、複合的になっています。また、食生活の欧米化、体格の変化などもあり、女性の病気や悩みも複雑・多様化しています。

女性のカラダは男性と異なり、妊娠・出産をすることのできる機能が備わっています。また、女性の一生は、小児期、思春期、性成熟期、更年期、ポスト更年期の大きく5つのステージを経験します。女性のカラダは8歳から55歳くらいのあいだ女性ホルモンに大きく影響されています。そのため、女性特有の心身の変化が起こりやすく、それに伴って心身の不調を感じる女性も多くなっています。

今、女性のライフサイクルの変化によるいくつかの問題点が指摘されています。何か大きな病気が疑われて初めて受診するというよりは、こういった心身の不調をがまんせずに、気楽に産婦人科を訪れ、健康管理や早期治療につなげていただきたいと思います。

**お問い合わせ先：**住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

## 子ども予防接種週間

保護者をはじめ地域住民の予防接種への関心を高め、接種率の向上を図ることを目的に、平成25年3月1日（金曜日）から3月7日（木曜日）まで「子ども予防接種週間」が実施されます。この期間中、協力医療機関において予防接種および予防接種に関する相談を行うことができます。

対象となる予防接種は、予防接種法に基づくもの（定期予防接種：ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチン（DPT・DT）、ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチン（DPTIPV）、不活化ポリオワクチン、麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）、BCG、日本脳炎ワクチン等）および富士見町行政措置予防接種に基づくもの（任意予防接種：子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン）です。

定期予防接種は、対象期間を過ぎると任意接種（有料）となります。

特に4月に入園、小・中・高校・大学等に進学または社会人となるお子さんの保護者の方は、定期予防接種について**予防接種漏れがないか母子健康手帳で確認をお願いします。**

また、全国において春から夏にかけて麻しんや風しんが発生することから、4月1日以降、新たに対象となる方は、修学旅行、スポーツ遠征等に備えて早めの予防接種をおすすめします。

実施できる医療機関や予防接種の実施方法については、保健予防係にお問い合わせください。

**お問い合わせ先：**住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

**献血にご協力をお願いします！**

例年のとおり、移動採血車による献血を次のとおり富士見町保健センターで行います。

毎年この時期は、献血者が減少し長期保存のできない輸血用血液製剤が不足してきます。血液は、人間の生命を維持するために欠くことのできないものであり、医療の現場ではどうしても必要なものです。

そこで町民の皆さんに**献血へのご協力**をお願いします。

輸血用血液製剤の85%は50歳以上の方々に使用されている一方で、献血をいただいている方の80%は50歳未満の方々ですが、10代・20代の若年層の方の献血者数は減少傾向にあります。ぜひとも若年層の方にご協力いただきたいと思います。

### 会場

保健センター

### 実施日

3月29日（金曜日）

### 時間

午前10時から正午

### 方法

400ミリリットル全血献血 または200ミリリットル全血献血

※献血にご協力いただける方は、3月21日までに保健予防係まで連絡をお願いします。

**お問い合わせ先：**住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

## Group Life

町内にはさまざまなコミュニティがあり、独自の活動をしています。そんな皆さんの活動やイベントをご紹介するコーナーがグループライフ（仲間との生活）です。

**まちに待った「春」がやってきます**

**富士見町地域スポーツクラブ**

**お問い合わせ先：**海洋センター内、電話番号：62-6126 町民センター、電話番号：62-2400

スポーツクラブ毎年恒例のウォーキング。ぜひ、一緒に！

穴山駅から満開の桃の花エリアまで歩き、花の下でお花見の宴。その後、新府駅まで歩くおよそ5キロのコースです。

一緒に楽しみながら、ゆっくりと歩きませんか？

**「武田の里と桃の花を訪ねるお花見ウォーキング」**

4月14日（日曜日）に決定！！（小雨決行）

集合：穴山駅 午前10時30分

※富士見駅から電車に乗られる方は9時57分発に乗ってください。

静かな佇まいの歴史感のある集落、鶯の声、桃の花。

そして、山々を遠望しながら、ひとときを過ごしませんか。

**生涯を通じた健全な食生活のために**

～保健センターでの食育の取り組み～

保健センターでは妊産婦から乳幼児、小学生や中学生にも楽しく食事ができ、正しい食習慣が身に付くよう栄養講座や料理実習を行っています。また、壮年期の方には生活習慣病予防のための料理教室、高齢期の方には介護予防のための料理教室を行っています。

- ・ 健診時、食事マナーを身につけることができるよう、人形のエプロンシアターを使って説明しています。
- ・ 2歳から3歳児健診フォロー教室として親子を対象に、食事づくりに関心がもてるよう「ばくばく教室」を開催しています。
- ・ 生活習慣病予防を目指し、富士見中学1年生対象に“鯛の手開き”と“白菜の浅漬”の調理実習を行っています。
- ・ 地区料理教室では家庭の味噌汁を持って来てもらい、塩分濃度を測定しています。
- ・ 諏訪地方に伝わる伝統食を次世代に伝える機会として「ふるさとクッキング」を開催しています。“エゴマのおはぎ”、“塩イカとキャベツの酢の物”、“太巻き寿司”、“寒天ゼリー”等を作ります。
- ・ 国保年金係、保健補導員会、食生活改善推進協議会と連携し、全地区対象に「地区料

理教室」生活習慣病予防（特にメタボリックシンドロームについて）講話と調理実習を行っています。

- ・ 子宮検診においてバランスガイドの周知と、野菜・果物摂取増加を目指し、“野菜たっぷりのヘルシーメニュー”の試食を提供しています。

## 創造と連帯の輪を広げて

### 富士見町高齢者クラブ連合会

2月9日（土曜日）富士見グリーンカルチャーセンターで平成24年度の富士見町高齢者クラブ連合会演芸会を開催しました。高齢者クラブでは、会員の話し合いによってそれぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っています。

活動を分類すると「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大きく分かれていますが、それぞれ関わりを持ちながら総合的に取り組んでいます。

そして、これからも明るい長寿社会づくりや保健福祉向上に努めます。

### これからも地域社会に貢献します

#### 商工会青年部

来月から新たな年度が始まり、商工会青年部も新たな役員のもと新体制でスタートします。昨年から広報ふじみの紙面をお借りして、オッコー祭りを取り巻く現状を報告してきました。4月には、いよいよオッコー実行委員会が立ち上がり、第30回ふじみオッコー祭りも本格的に始動します。

以前から報告してきたように、祭りを運営する私たちには様々な問題がありますが、部員や関係者などと事前に話し合いをし、今までにない新たな体制で行うことになりました。具体的には今までのイベント、スケジュールの見直し、30回にふさわしい新しいイベントなどで、運営方針を含め町の各団体の皆様と協力して祭りを開催していくこととなります。解決しなければならないことは、まだまだありますが、縮小をせずに祭りを続けていけることが、何よりの収穫です。富士見町の宝「ふじみオッコー」を今年もみんなで盛り上げましょう！

最後になりましたが、オッコー祭りならびに商工会青年部の活動を紹介させていただいたこの枠は、今回が最終回です。日頃、あまり皆さんの目にされていなかった私たちの活動をお知らせすることができ、また貴重なご意見をいただき本当にありがとうございます。これからも富士見町商工会青年部をよろしくおねがいします。

### 見えないものから学ぶ「気持ち」

#### 富士見高校

1月27日、28日の2日間、東部中学校の牛山真弓先生（英語）矢崎知広先生（生物）にお越しいただき、出前授業をしていただきました。中学の先生方と授業力の向上や中高の連携について一緒に考えたいという願いから富士見中学校の先生方と始めた交流です。今年度は5名の先生方に授業をしていただきました。

28日は「目に見えないDNAを目に見える形で取り出し、DNAの存在を実感しよう」と

いう内容の授業です。ブロッコリーをすりつぶし、エタノールを使って白っぽい半透明なDNAを浮かび上がらせます。

普段の生活では、なかなか実感できないDNAを目にした生徒の感想は「DNAを初めて見てびっくりした」「生物に興味がでてきた」「普段の授業をがんばりたい」などでした。

## くらしのガイド3月（3月1日～4月10日）

※4月の内容は次号と重複する場合があります

### 休日当番医・薬局（3月分）

#### 期日 当番医 当番薬局

- ・ 3月3日（日曜日） 高原病院、電話番号：62-3030 茅野土屋薬局、電話番号：71-2122
- ・ 3月10日（日曜日） 高原病院、電話番号：62-3030 りんどう薬局、電話番号：73-9285
- ・ 3月17日（日曜日） 高原病院、電話番号：62-3030 のぞみ薬局、電話番号：73-7680
- ・ 3月20日（水曜日・祝日） 高原病院、電話番号：62-3030 フジモリ薬局、電話番号：72-2200
- ・ 3月24日（日曜日） やまびこクリニック、電話番号：61-2155 長峰ファミリー薬局、電話番号：71-2555
- ・ 3月31日（日曜日） 高原病院、電話番号：62-3030 笠原薬局、電話番号：72-2028

### 全町対象／資源物の収集

#### 日時

3月10日（日曜日）午前9時から午前11時

#### 場所

役場前駐車場

### 全町対象／燃えるごみの収集

#### 日時

毎週月曜日 午前9時から午前11時（祝日も実施）

#### 場所

役場裏駐車場（第2体育館駐車場）

### 粗大ごみの収集

- ・ 4月1日（月曜日）立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘
- ・ 4月8日（月曜日）乙事・小六・高森・烏帽子・富士見高原ペンション

### 資源物の収集

- ・ 3月7日（木曜日）・4月4日（木曜日）本郷・落合・境地区
- ・ 3月21日（木曜日）富士見地区

### ※容器包装・その他プラのみ

- ・ 3月7日（木曜日）・4月4日（木曜日）富士見地区

- ・ 3月21日（木曜日）本郷・落合・境地区

## 水道指定給水装置工事事業者 土曜日・日曜日・祝日当番店

### 月日 当番店 電話

- ・ 3月2日（土曜日） 山本管工事 64-2649
- ・ 3月3日（日曜日） 戸井口建設 65-3213
- ・ 3月9日（土曜日） 三善工業 66-2078
- ・ 3月10日（日曜日） 坂本鉄工所 62-2065
- ・ 3月16日（土曜日） 窪田設備 62-7004
- ・ 3月17日（日曜日） 窪田鉄工設備 62-3253
- ・ 3月20日（水曜日・祝日） エンドウ 62-5656
- ・ 3月23日（土曜日） リビングクボタ 62-5391
- ・ 3月24日（日曜日） 富士見設備 62-2421
- ・ 3月30日（土曜日） 太陽住設 62-2093
- ・ 3月31日（日曜日） 山本管工事 64-2649

### 役場窓口業務 延長日

3月5日（火曜日）・12日（火曜日）・19日（火曜日）・26日（火曜日）・4月2日（火曜日）・9日（火曜日）

午後5時15分から午後7時

### 相談・説明会

#### 相談・説明会名 日時 会場

- ・ 結婚相談 3月12日・26日（火曜日）午後1時から午後5時15分 結婚相談所（役場4階）、お問い合わせ先：電話番号：62-7853
- ・ 行政相談 3月15日（金曜日）午前9時から正午 町民センター2階 お問い合わせ先：行政相談委員：雨宮正一、電話番号：62-3729
- ・ 心配ごと相談 3月15日（金曜日）午前10時から午後3時 町民センター2階、お問い合わせ先：社会福祉協議会、電話番号：78-8988
- ・ 子育て相談 3月15日（金曜日）午前9時から午前11時30分 保健センター1階、お問い合わせ先：子ども課 子ども支援係、電話番号：62-9233
- ・ 出張年金相談 3月6日（水曜日）・4月3日（水曜日）、午前10時から午後3時 役場3階会議室 お問い合わせ先：岡谷年金事務所、電話番号：23-3661
- ・ シルバー人材センター入会説明会 3月13日（水曜日）午後2時から 茅野広域シルバー人材センター お問い合わせ先：電話番号：73-0224
- ・ 税務無料相談 4月10日（水曜日）、午前10時から正午 下諏訪商工会議所会館2階、  
【要予約】 お問い合わせ先：税理士会事務局、電話番号：28-6666
- ・ 女性のための悩み相談 一般相談電話受付（毎週火曜日から土曜日）、午前8時30分から午後5時 ※金曜日のみ午後9時まで 県男女共同参画センター（岡谷市）、お問

い合せ先：電話番号：22-8822

- ・ 多重債務無料相談 月曜日、午後 3 時から午後 5 時 諏訪在住会が指定する法律事務所、お問い合わせ先：長野県弁護士会諏訪在住会、電話番号：58-5628
- ・ 諏訪法律相談（有料） 火曜日・金曜日、午後 3 時から午後 5 時 諏訪在住会が指定する法律事務所、お問い合わせ先：長野県弁護士会諏訪在住会、電話番号：58-5628（10,500 円／1 時間）
- ・ 多重債務相談 平日、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時 30 分 財務省関東財務局長野財務事務所、お問い合わせ先：電話番号：026-234-5123

## スポーツスケジュール

お問い合わせ先：生涯学習課 社会体育係、電話番号：62-2400、ファックス：62-6483

### 日時 事業名 会場

- ・ 3 月から随時 地域スポーツクラブ事業 平成 25 年度会員募集 海洋センター・町民センター
- ・ 3 月 5・19・26 日（火曜日）午前 10 時から 地域スポーツクラブ事業、「清泉荘」ストレッチ 信濃境「清泉荘」
- ・ 3 月 7・21 日（木曜日）午前 10 時から 地域スポーツクラブ事業、サロン「げんき塾」町民センター
- ・ 3 月 8・22 日（金曜日）午後 7 時から午後 8 時 30 分 地域スポーツクラブ事業、すくすくスポーツデー 町民センター
- ・ 3 月 14・28 日（木曜日）午前 10 時から 地域スポーツクラブ事業、いきいきストレッチの集い 町民センター
- ・ 3 月 14 日（木曜日）午後 7 時 30 分から午後 9 時 生涯スポーツ講習会、「はっぴーストレッチ」 コミュニティ・プラザ 2 階大会議室
- ・ 3 月 22 日（金曜日）午後 7 時 30 分から フリースポーツデー 町民センター
- ・ 4 月 10 日（水曜日）午後 7 時から 体育施設利用者会議 町民センター

## 主な行事

### 日時 行事名 会場

- ・ 3 月 18 日（月曜日）午前 9 時から 小学校卒業式 各小学校
- ・ 3 月 19 日（火曜日）午前 8 時 30 分から 中学校卒業式 富士見中
- ・ 3 月 22 日（金曜日）午前 10 時から 保育園卒園式 各保育園
- ・ 4 月 2 日（火曜日）午前 10 時から 保育園入園式 各保育園
- ・ 4 月 3 日（水曜日）午後 12 時 30 分から 中学校入学式 富士見中
- ・ 4 月 4 日（木曜日）午前 10 時から 小学校入学式 各小学校

姉妹町 西伊豆だより

## 「福の神」がお菓子に乗って飛んできた!

### — 2月3日・田子の豆まき —

2月3日の節分には「鬼は外、福は内」の掛け声とともに炒った大豆をまく、自分の年齢の数だけ豆を食べるなどして、邪気を追い払う習慣があります。全国的にも、有名な神社・仏閣の節分にちなんだ行事がテレビ放映されますが、西伊豆町の田子地区では、節分には福豆よりもたくさんの菓子をまく風習があり、地域の子どもたちが心待ちにしている日でもあります。

当日の夕方を過ぎたころ、子どもたちは大きな袋を提げて、「こんばんは。豆まきましたか。」と声を掛けながら各世帯を訪ね歩きます。最近では、自宅で大がかりに豆や菓子をまく家は少なくなっていますが、ほとんどの家で菓子の入った袋を子どもたちに手渡せるよう、用意をしています。毎年、ミカン用の段ボール箱20個分の菓子を用意するという民家では、今年も居間や玄関先に約80人の子どもや近所の人が集まり、両手を高く伸ばしたり、畳の上を探すなど、夢中になってスナック菓子やキャンディーなどを拾いました。

かつて、田子で漁業が盛んだったころ、福豆や菓子を「まき餌」、拾う子どもたちを「魚群（こちらの方言では“なぐら”と言います。）」に例えて大漁を祈願したとの説がある伝統行事。現在では、無病息災や家内安全、商売繁盛を祈願する風習として続けられています。

## News Fujimi

### まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

#### 学んだことは「技術」と「素直な心」

##### 西伊豆町とスキー交流

1月31日(木曜日)・2月1日(金曜日)西伊豆町の小学5年生と富士見町内の同学年で、スキー交流を行いました。

インストラクターの指導を真剣に受ける態度、お互いにコースを譲り合う気持ち、転倒した仲間を助ける「こころ」など、この2日間で大切なことを体験しました。

#### 交通死亡事故ゼロ500日達成

死亡事故がなかった期間：2011年8月27日から今年1月7日

2月7日(木曜日)長野県交通安全運動推進本部から市町村顕彰を受け、本部長(知事)名の賞状の伝達式が行われました。

小林町長は「すべての関係者に感謝をしたい。500日を第一歩として記録を伸ばし、交通安全が一層図られるよう努力したい」と決意を述べました。

#### 命への深い思い

##### 井戸尻考古館特別公開

富士見町で「土器」といえば縄文土器を思い浮かべます。でもそれが「世界で最も豪華

な土器」と呼ばれたほど優れたものであることは、身近にありすぎてピンとこないのも事実。なぜ井戸尻の土器が世界で最も豪華だといわれるのでしょうか。

それは世界各地に多い「磨いた器面に絵を描いたもの」ではなく「思いや神話を立体的に造形したもの」だからです。縄文土器には三角や円など幾何学的な模様を描いたものがありますが、具象的な絵画を描いたものはありません。そう、ただひとつを除いては……。

### 日本でただひとつ

烏帽子の唐渡宮遺跡で昭和 43 年に出土し、町の有形文化財にも指定されている深鉢の底近くには、人の姿が描かれています。いまのところ日本で唯一、具象的な絵画が描かれている縄文土器なのです。村はずれの穴に、小ぶりの土器 2 つと共に立てられた状態で埋められていたと報告されています。

およそ 4,200 年前のもので、高さ 63 センチメートル、口径 50 センチメートルの大きな土器。絵画は黒色の顔料で、毛筆を使ったかのような滑らかなタッチで描かれています。描かれているのは両手をひろげて立つ女性の姿で、踏ん張った両足の間から何かが地面に向かって落ちています。その様子から出産の状景を描いたものと推測されています。

しかし、この女性は顔が黒く塗りつぶされていますから、もしかするとお産によって命を落としたのかもしれない。そしてその亡骸を土器に入れて葬ったのではないかと考えられます。赤ん坊は無事成長したのでしょうか。

実はこの土器、紫外線により絵が退色する恐れがあるため常設展示することができず、収蔵庫の暗がりでも保管され、数年ごとに期間限定で公開されてきました。今回の特別公開は 3 月 31 日までですが、今後の公開は今のところ未定です。

### 不死の象徴、蛇

みなさん知っていますか？

“StarofLife”。救急車についている、水色のマークです。その星形の中に、ヘビが絡みついた杖が描かれています。

これはギリシャ神話に登場する、死者をもよみがえらせる能力を持った名医アスクレピオスの持つ杖をデザイン化したもので、医学、救急医療のシンボルとなっています。

ヘビは古今東西を問わず、不死や再生を象徴する生物でした。脱皮を繰り返して生長する姿に、不老不死の力をみたのでしょうか。

縄文土器の中で、中部高地から西南関東にかけて広がっていた井戸尻文化の土器には、様々な姿のヘビが形づくられています。彼らもまた、ヘビに不死の力をみていました。巳年の年始めにあたり、ヘビの造形を集めてみました。企画展示として 6 月 31 日までご覧いただけます。

芸術的ともいわれる井戸尻文化の土器ですが、そこには命への深い思いが刻みこまれています。この機会にぜひご覧ください。

### 藤内遺跡出土品 231 点取得（石器 131 点・土偶 3 点・土器 97 点）

藤内遺跡は J R 信濃境駅の北方約 500 メートルの烏帽子地籍に位置し、今から約 4500 年

前の縄文遺跡です。昭和 29 年以降数次にわたり発掘が実施され、出土した土器は、装飾が華やかで縄文土器造形の到達点として国からも高い評価を受けており、有線帳の表紙を飾った、神像筒型土器など 199 点は、国の重要文化財に指定されています。

今回、藤内遺跡から出土した石器・土器合わせて 231 点（石器 131 点・土偶 3 点・土器 97 点）を一括して町が購入することになりました。これらの出土品は昭和 37 年に開墾と農作業によって発見され、国から個人に譲与された個人所有のものです。当時は農地の構造改善など経済優先で遺跡が壊されていく中、所有者が早くからその価値に気づき、土器等を丹念に修復し、遺跡と遺物は切り離したら意味がなくなるという思いからこれまで約 50 年間にわたり大事に保管され、一部は考古館で展示し公開されてきました。しかし所有者が高齢になられたことや保管等の問題から散逸が懸念され、急遽、取得を検討することとなりました。

町ならびに教育委員会は、藤内遺跡の出土品であり、国の重要文化財級の貴重で価値のある資料がいくつもあること。その散逸を防ぐこと。町民の恒久的な財産となり、教育文化に資する大切な文化財として活用できることなどから取得することとしました。

今後は、国宝や重要文化財として、追加指定となるよう国（文化庁）に働きかけを行い、同時にその価値を多くの方に知っていただくため展覧会を企画し公開します。

また遺跡についても、国史跡を視野に入れ、保護・活用をはかっていくよう国からも指導されていることから、町では「藤内遺跡保護活用計画」を作成し、今後遺跡の範囲確認調査や内容確認調査などを計画的に進めていきます。

**お問い合わせ先：**生涯学習課 文化財係、電話番号：64-2044

### **井戸尻文化講座 受講生募集**

今をさかのぼることおよそ 5 千年、八ヶ岳山麓を中心に、中部日本から関東にかけて「井戸尻文化」と呼ばれる文化が展開していました。今回の講座では、その深い精神性と世界観、遺された器物や村の痕跡から考えてゆきます。どなたでも受講できますので、どうぞご参加ください。

#### **時間**

午後 1 時 30 分から

#### **受講料**

無料

※事前申し込み不要

#### **テーマ**

土器の来た“みち” ～井戸尻文化の中部高地と北陸～

#### **開催日**

3 月 10 日（日曜日）

#### **講師**

井戸尻考古館 学芸員 小松隆史

## 会場

コミュニティ・プラザ 大会議室

## テーマ

半分の身体像 ～その土器図像と神話～

## 開催日

3月17日（日曜日）

## 講師

井戸尻考古館 前館長 小林公明

## 会場

町民センター 大会議室

お問い合わせ先：生涯学習課 文化財係、電話番号 64-2044

## 富士見の景観

### 人生を良い方向へ導く、三鉢の松

白林荘の建物の東側にシロマツ「白松」がある。直径は20センチメートルほど。2本の幹が寄り添うように伸びている。この松を、広い庭先で探すのは難しかった。その葉は三葉で、木肌はすべらかで青白色、古い皮は鱗片状にはがれ落ちていた。

清国末期の動乱の頃、中国の孫文が犬養翁に大変世話になった事があり、厚い友情で結ばれた。そのお礼にと、平和と成功を願い、白松の盆栽が贈られたのだと言う。後に、鉢から庭先に移された。今も元気にそこにいる。

【樹木選定・評価 加々見一郎氏】

### シロマツ【白松、白皮松、学名 *Pinus bungeana*】

マツ科マツ属。別名ハクショウ、サンコノマツ。中国中部から北西部原産の常緑高木。世界各地で珍重され、聖木として扱われることもあるようです。幼木時は成長が遅く、老木となると樹皮が薄く剥げおちて、灰色になるようです。高野山金剛峯寺の白松は、弘法大師が帰国の折、唐より投げた三鉢杵（さんこしょう）が引っかかっていたとされる松で、三鉢杵と同じく三葉の松でした。現在は、縁起物として落葉を持ち帰り、お守りとして使うようです。

お問い合わせ先：建設課 都市計画管理係、電話番号：62-9216

「広報ふじみ」、町ホームページの「町民のページ」で有料広告を募集していません。

詳しくは、<http://www.town.fujimi.lg.jp/index3.html> の「新着情報の一覧を見る」をご覧ください。

広告媒体：広報ふじみ

- ・ 単位等：下1段（縦50ミリメートル、横175ミリメートル）

- ・ 広告料：1回 5,000円

広告媒体：町のホームページ（町民のページ）

- ・ 単位等：トップページ（縦60ピクセル、横150ピクセル）
- ・ 広告料：月額 5,000円

## 富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- ・ 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- ・ 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- ・ 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- ・ 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- ・ 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

## 町の人口と世帯数

平成25年2月1日現在（前月比）

## 住民基本台帳人口

男性：7,489人（-1）  
女性：7,805人（+6）  
合計：15,294人（+5）  
世帯：5,772世帯（+16）

## 発行日

平成25年3月1日

## 編集・発行

富士見町役場 総務課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

TEL : 0266-62-2250 (代表)

FAX : 0266-62-4481

## ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp>

Eメール [fujimi@town.fujimi.lg.jp](mailto:fujimi@town.fujimi.lg.jp)

## 印刷

富士見印刷

## 休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号 : 0120-890-422